

富士宮市立病院 訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	富士宮市立病院 訪問リハビリテーション
所在地	静岡県静岡県富士宮市錦町3番1号
法人種別	特記なし
代表者名	富士宮市長 須藤 秀忠
管理者名	院長 佐藤 洋
電話番号	0544-27-3151
業務内容	訪問リハビリテーション
事業所番号	221-2110098

※当院は、介護保険法令に基づく指定居宅事業所ではありませんが、みなし指定の範囲基準を満たしています。

2. 従業員の体制

- 作業療法士 1 名

3. サービスの提供時間

平日	月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～17 時 15 分
----	-------------------------------

※ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日を除く。

4. 介入期間

- ・基本は 3 ヶ月以内の介入となります。
- ・3 ヶ月以上の介入が必要な場合は、他事業所やデイサービス等へ引き継ぎをさせていただきます。

5. 訪問リハビリテーションの目的と理念

●目的：心身機能の維持および回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。必要な場合は通所系サービスへの移行を支援します。

●理念

- ・患者、家族の要望を重視します。
- ・患者、家族の抱える問題を共有し介護支援・相談に役立てます。
- ・患者、家族と誠実に向き合います。
- ・主治医や訪問看護師と連携し、パイプ的役割を果たします。

6. 訪問リハビリテーションの特徴

- ・介護保険、医療保険のどちらかを利用できます。
- ・富士宮市立病院を退院後、医師が必要と認めた方を対象としています。
- ・富士宮市居住者が対象です。富士宮市近郊は要相談となります。

7. 負担額

	介護保険を利用される方	医療保険を利用される方
訪問料金 及び 訪問時間	<p>◎介護保険の場合、金額の1割～3割が患者さんの負担となります。</p> <p>◎契約した訪問時間により自己負担金が決まっています。</p> <p>〈要介護1～5の方〉</p> <p>①1割負担の場合 20分(1回)：313円 40分(2回)：626円 60分(3回)：939円</p> <p>②2割負担の場合 20分(1回)：626円 40分(2回)：1252円 60分(3回)：1879円</p> <p>③3割負担の場合 20分(1回)：939円 40分(2回)：1879円 60分(3回)：2819円</p> <p>〈要支援1・2の方〉</p> <p>①1割負担の場合 20分(1回)：303円 40分(2回)：606円 60分(3回)：909円</p> <p>②2割負担の場合 20分(1回)：606円 40分(2回)：1212円 60分(3回)：1818円</p> <p>③3割負担の場合 20分(1回)：909円 40分(2回)：1818円 60分(3回)：2727円</p>	<p>◎医療保険の場合、金額の1割～3割が患者さんの負担となります。</p> <p>◎契約した訪問時間により自己負担金が決まっています。</p> <p>〈要介護1～5割の方〉</p> <p>①1割負担の場合 20分(1単位)：300円 40分(2単位)：600円 60分(3単位)：900円</p> <p>②2割負担の場合 20分(1単位)：600円 40分(2単位)：1200円 60分(3単位)：1800円</p> <p>③3割負担の場合 20分(1単位)：900円 40分(2単位)：1800円 60分(3単位)：2700円</p> <p>交通費</p> <p>◎1回につき自己負担 市内：550円 富士市：825円 その他：1100円</p>
加算	<p><input type="checkbox"/>短期集中リハビリテーション実施加算(1日1回) 1割：203円 2割：406円 3割：610円</p> <p><input type="checkbox"/>サービス提供体制加算Ⅰ・Ⅱ</p> <p>①1割負担の場合 20分(1回)加算Ⅰ：6円・加算Ⅱ：3円</p>	

40分(2回) 加算Ⅰ：12円・加算Ⅱ：6円 60分(3回) 加算Ⅰ：18円・加算Ⅱ：9円 ②2割負担の場合 20分(1回) 加算Ⅰ：12円・加算Ⅱ：6円 40分(2回) 加算Ⅰ：24円・加算Ⅱ：12円 60分(3回) 加算Ⅰ：36円・加算Ⅱ：18円 ③3割負担の場合 20分(1回) 加算Ⅰ：18円・加算Ⅱ：9円 40分(2回) 加算Ⅰ：36円・加算Ⅱ：18円 60分(3回) 加算Ⅰ：54円・加算Ⅱ：27円	
--	--

※その他、実費負担になるもの：介護保険の支給限度額を越えるサービス費用

8. 料金の支払い方法

訪問リハビリテーションの支払いは、外来受診した際に市立病院会計窓口でお願いします。外来受診のない場合は請求書を郵送しますので、お近くの金融機関、または病院会計窓口でお支払ください。

9. 苦情・相談窓口

サービスにおける苦情若しくは相談は遠慮なく申し出てください。なお、院内に患者様のご意見を頂戴するために設置している白ポストもご利用いただけます。白ポストは1階エントランスの公衆電話前、2～5階エレベーター前に設置してあります。

苦情・相談窓口責任者：リハビリテーション科 科長 庄司陽介 0544-27-3151 (リハビリテーション科 庄司宛)

10. その他

●サービスの提供時の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 従事者は、年金の管理・金銭の貸借などの取扱いはいたしません。
- ② 従事者に対する贈り物や飲食などのもてなしは、遠慮します。
- ③ 処方薬の運搬や受診料などの代行の支払はいたしません。
- ④ 訪問車に患者・家族は乗車できません。
- ⑤ 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。従事者へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
- ⑥ 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問が困難な場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。また、訪問リハビリテーション業務の遅延、もしくは、不能となった場合、それによる損害賠償責任は負いませんのでご了承ください。

【個人情報保護法への対応】

当院は、信頼されるサービス提供に向けて、患者さんにより良い医療・介護保険サービスを受けていただけるよう日々努力を重ねています。「患者さんの個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えています。そのため、当院では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

①個人情報の収集について

当院が個人情報を収集する場合、患者さんの医療・介護保険サービスに関わる範囲で行います。その他の目的で個人情報を利用する場合は、利用目的を予めお知らせし、了解を得たうえで実施します。

②個人情報の利用及び提供について

当院は、患者さんの個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用しません。

- ◆ 患者さんの了解を得た場合
- ◆ 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して（※1）利用する場合
- ◆ 法令等により提供を要求された場合

当院は、法令の定める場合や緊急の場合を除き、患者さんの許可なく、その情報を第三者（※2）に提供しません。

※1 単に個人の名前等の情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法で情報主体を特定できない状態にされている状態です。

※2 第三者とは、患者さん本人及び当院以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または患者さん本人によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体・機関または個人をさします。

③個人情報の適正管理について

当院は、患者さんの個人情報について、正確かつ最新の状態を保ち、患者さんの個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざんまたは、患者さんの個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

④問い合わせ窓口

当院の個人情報の保護に関してのご質問や患者さんの個人情報のお問い合わせは以下の窓口でお受けいたします。

窓口：富士宮市立病院「医事課」 0544-27-3151（富士宮市立病院医事課宛）

⑤個人情報の確認・修正について

当院は、患者さんの個人情報について患者さんから開示を求められた場合には、速やかに対応いたします。また、患者さんの個人情報の訂正を求められた場合も、適切に対応いたします。

⑥患者さんの個人情報の利用目的について

当院では、患者さんの個人情報を下記の目的で利用させていただくことがあります。これ以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には改めて、同意をいただいております。

【院内での利用】

- ・ 患者さんに提供する医療・介護サービス
- ・ 提供したサービスに対する医療・介護保険事務
- ・ 患者さんに係る管理運営業務
 - ◆ 訪問リハビリテーション導入、終了の管理
 - ◆ 医事課への会計請求・訪問看護の実績報告
 - ◆ 事故等の報告
 - ◆ 患者さんへのサービス向上に関すること

【院外での利用】

- ・ 他の事業所等への情報提供を伴う事例
 - ◆ 当院が、患者さんへ提供するサービスのうち
 - * 患者さんが提供されているサービスの中で当院以外のサービスの担当者・ケアマネージャーとの連携
 - * 他院との連携
 - * サービス担当者会議等
 - * 他事業者からの照会の回答
 - ◆ 医療・介護保険事務のうち
 - * 審査支払機関へのレセプトの提出
 - * 審査支払機関又は保険者からの紹介への回答
 - ◆ 損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

- ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 外部監査機関への情報提供

富士宮市立病院の訪問リハビリテーションサービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報への対応の説明を行いました。

[事業者] 所在地 静岡県富士宮市錦町3番1号
名称 富士宮市立病院
説明者 リハビリテーション科 櫻井 由実 印

◆私は、本書面に基づいて富士宮市立病院から重要事項と個人情報保護への対応の説明を受けました。訪問リハビリテーションサービスの提供開始に同意します。また、私及び家族の個人情報を上記の目的で利用することに同意します。

令和 年 月 日

[利用者]

住 所

氏 名 ⑩

[代理人]

住 所

氏 名 ⑩

[家族代表]

住 所

氏 名 ⑩

平成 27 年 3 月 23 日制定
平成 30 年 10 月 25 日改定
平成 31 年 3 月 1 日改定
令和元年 5 月 1 日改定
令和元年 10 月 1 日改定
令和 2 年 5 月 25 日改定
令和 2 年 11 月 10 日改定
令和 3 年 4 月 1 日改定
令和 3 年 5 月 18 日改定
令和 3 年 9 月 28 日改定
令和 4 年 3 月 14 日改定
令和 5 年 3 月 13 日改定
令和 5 年 12 月 1 日改定
令和 6 年 6 月 1 日改定
令和 6 年 8 月 1 日改定